

報告第 4 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 7 月 26 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和4年6月10日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	令和4年4月21日
事故発生場所	多可町加美区奥荒田336番地付近県道上
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	571,351円
事故の概要	所有のトラックが県道加美宍粟線走行中において、町が設置管理する消火栓の蓋が跳ね上がり、車両に絡まる事故が発生した。